

懲戒処分としたほか、海技士等以外の者（外国人を含む）に対しては、海難の原因に関係があり、改善措置を求める必要があるとして、14件の勧告を行った。懲戒を受けた者を免許種類別にみると、一級小

型船舶操縦士免許受有者が464人と最も多く、次いで二級小型船舶操縦士免許受有者が129人、五級海技士（航海）免許受有者が108人である（第2-2表）。

第2-2表 免許種類別処分の状況

（単位：人）（平成19年）

免許種類		処 分	免許取消	業務停止	戒 告	懲戒処分計	不懲戒	懲戒免除	合 計
海技士(航海)	一級				8	8	2		10
	二級			4	7	11			11
	三級			11	41	52	7	1	60
	四級			19	75	94	9		103
	五級			21	87	108	7		115
	六級			3	3	6			6
海技士(機関)	一級				4	4	1		5
	二級								
	三級				12	12	3		15
	四級				28	28	2		30
	五級				27	27	6		33
	六級				5	5	2		7
小型船舶操縦士	一級			76	388	464	22		486
				(76)	(385)	(461)	(21)		(482)
	二級			20	109	129	3		132
				(20)	(105)	(125)	(3)		(128)
	特殊			2	4	6			6
海技士(通信・電子通信)									
水先人				2	2	4	1		5
計				158	800	958	65	1	1,024

- 注 1 海難審判庁資料による。
 2 「懲戒免除」とは、懲戒すべきところを本人の経歴等を考慮して免除したものである。
 3 「小型船舶操縦士」の（ ）内の数値は、特殊小型船舶操縦士免許の併有者数で、内数である。
 4 「小型船舶操縦士」の「特殊」には、他の小型船舶操縦士免許との併有者は含まない。

第4節 船舶の安全性の確保

1 船舶の安全基準等の整備

船舶の安全性確保のため、国際海事機関（IMO）において海上人命安全条約（SOLAS条約）等に基づいて国際的な安全基準が定められるとともに、我が国では船舶安全法（昭8法11）及びその関係省令において関連の構造・設備等の基準を規定している。IMOでは、船舶のより一層の安全性向上のため技術革新等に対応したSOLAS条約の見直しが続行されており、平成19年度は、20年度に発効予定の防火・救命規則、復原性規則等の改正を担保するための我が国国内法令の改正方針について評価、検

討を行った。

また、交通バリアフリー法とハートビル法とを統合・拡充したバリアフリー新法が平成18年に公布・施行されたことを受け、平成12年に策定した「旅客船バリアフリー～設計マニュアル」を見直し、旅客船のバリアフリー化を円滑に推進するための新たなガイドライン「旅客船バリアフリーガイドライン」を策定した。本ガイドラインは、障害のある人等をはじめとした多様な利用者の多彩なニーズに応え、すべての利用者がより円滑に旅客船を利用できるようなバリアフリー化の指針として、その望ましい整

備内容等も示している。

2 重大海難の再発防止

平成12年に発生した沖合底びき網漁船「第五龍寶丸」転覆沈没事故を受け、同種事故の再発防止対策を実施するとともに、近年の漁船船型の変化、国際的な復原性基準の動向等も踏まえつつ漁船の転覆・沈没事故対策の検討を実施している。

3 危険物の安全審査体制の整備

我が国における危険物の海上輸送に関する安全規制を的確に実施するため、IMOが定めた国際的な安全基準を国内法令に取り入れており、2007年1月1日に基準が大幅に変更された危険化学品のばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則（改正IBCコード）及び国際海上危険物規程（改正IMDGコード）を取り入れた危険物船舶運送及び貯蔵規則の確実な運用に努めている。また、IMO等における安全基準の策定にあたり、我が国も国際的な海上輸送安全の確保に寄与すべく、積極的に参加している。

4 船舶の検査体制の充実

安全・環境問題の意識の高まりや、近年の技術革新等により、船舶に係る安全環境規制は、一層強

化・複雑化してきている。船舶検査の品質を維持向上しつつ船舶検査を的確に実施するため、ISO9001に準拠した品質管理システムを活用し（平成18年6月認証取得）、船舶検査執行体制の充実を図っている。

5 旅客船事業者等による船舶の安全管理体制の構築の普及促進

海上における人命の安全の観点から、一定の船舶及びそれを管理する会社に対して、総合的な安全管理体制を確立するための国際安全管理規則（ISMコード）の適用が義務付けられているところ、我が国においては規則上強制化されていない内航船舶に対しても申請者が任意に構築した安全管理システムを認証するスキームを制度化して運用している。特に、旅客船事業者には、『ISMマニュアル（見本）』を用いて、任意のISM認証取得に関する啓蒙活動を実施するなどヒューマンエラーに起因する海難事故等の防止を図っている。

6 外国船舶の監督の推進

海上人命安全条約等に基づき、我が国に入港する外国船舶に対し、船舶の構造・設備及び乗組員の資格証明書等に関して外国船舶の監督を実施した。

第5節

小型船舶等の安全対策の充実

1 ポートパーク、フィッシャリーナ等の整備

ポートパーク等の整備

放置艇問題を解消し、港湾の秩序ある利用を図るために、既存の静穏水域、遊休護岸等を活用し、必要最低限の施設を備えた簡易な係留・保管施設であるポートパークの整備を推進するとともに、プレジャーボートの安全な活動拠点となるマリーナ等の整備を促進した。

フィッシャリーナ等の整備

漁港においては、防波堤や航路泊地等の整備を通じて、漁船等の安全の確保を図るとともに、漁船やプレジャーボート等の秩序ある漁港の利用を図るた

め、周辺水域の管理者と連携し、プレジャーボート等を分離収容するための新たな静穏水域の確保や、既存の静穏水域を活用した収容施設等の整備を行った。

係留・保管能力の向上と放置艇に対する規制措置

放置艇問題の解消に向け、ポートパーク等の整備による係留・保管能力の向上と併せて、港湾法（昭25法218）・漁港漁場整備法（昭25法137）に基づく船舶の放置等を禁止する区域の指定等、公共水域の性格や地域の実情などに応じた適切な規制措置の実施を推進した。